

議案第50号

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19  
年木津川市条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

特別職の職員で非常勤のもの報酬の額の一部を改定するため、所要の改正を行う  
ものです。



木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名		支給区分	報酬の額	職名		支給区分	報酬の額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 監査委員	識見を有する者	年額	<u>1,087,000円</u>	4 監査委員	識見を有する者	年額	<u>900,000円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
5 農業委員会	会長	年額	<u>313,000円</u>	5 農業委員会	会長	年額	<u>254,000円</u>
	副会長	年額	<u>253,000円</u>		副会長	年額	<u>188,000円</u>
	委員	年額	<u>242,000円</u>		委員	年額	<u>168,000円</u>
	農地利用最適化推進委員	年額	<u>220,000円</u>		農地利用最適化推進委員	年額	<u>134,000円</u>
6～22 (略)	(略)	(略)	(略)	6～22 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第50号 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	特別職の職員で非常勤のものの報酬の額の一部を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川市特別職報酬等審議会（9月29日、10月18日）において審議、答申</li> <li>・政策会議（10月26日）に提案、決定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川市特別職報酬等審議会での審議における公募委員の参加</li> </ul>	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（      年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和5年度から） 令和5年度：3,203千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市特別職報酬等審議会で答申された内容を基に、報酬の引き上げを行います。	